

減損会計の認識問題

三 沢 清
(高千穂大学大学院)

1. はじめに

経済のグローバル化の進展に呼応して、会計基準の国際的統合の動きが加速している。既に、米国会計基準と欧州で広がる国際会計基準との調和化が、米財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）とによって、「会計統合計画」として 2007 年の統合を目途として本年（2004 年）1 月に動き始めた⁽¹⁾。そして、9 月には、この動きにわが国が同調し統合の時期も 2006 年に前倒し実施されるとの見通しもある。

わが国においては、会計基準の国際的調和を視野に「会計ビッグバン」が 1997 年より本格的に始動、米国会計基準及び国際会計基準を意識した会計基準（連結会計、時価会計、税効果会計、企業結合会計、減損会計、等）の整備が、現在急ピッチで進められている。

本研究報告でとりあげる減損会計は、これらの会計基準づくりの総仕上げとも言えるものであるが、主要会計基準（米国基準、国際会計基準、日本基準）の比較においても、現状では相違点が多く、国際的な調和化が急がれる基準である。

そこで、本稿では、この減損会計における主要な課題であり、且つ、企業経営者の主観が介入する可能性の高いとされる減損損失の認識問題を取り上げ、その中でも特に具体的指針が必要とされる将来キャッシュ・フローとのれんについて、会

計の透明化の観点を意識しつつ検討することとしたい。また、早期適用制度については、減損会計の影響が大きいとされる業種のうち、最も代表的な総合建設業（ゼネコン）について東証第一部上場企業 21 社の実証的分析を試み、併せて、早期適用企業の株価への影響についても検証した。その結果を確認しながら、早期適用制度による効果および企業会計における比較可能性の見地からの疑問点を中心に、この制度の評価についてもとりあげた。

2. 減損損失の認識

— 「将来キャッシュ・フロー」および
「のれん」を中心として—

減損損失の認識は減損会計の重点課題とされているが、本節では主観的傾向となり易い(1)見積将来キャッシュ・フローと(2)のれんの取扱いを中心として減損損失の認識問題を考えることとする。

(1) 減損損失の認識と見積将来キャッシュ・フロー

主要会計基準（減損会計基準、FAS 144 号、IAS 36 号）では、減損損失の認識に関する将来キャッシュ・フローの取扱いについて下記の通り規定している。

① 減損会計基準における減損損失の認識と割引前キャッシュ・フロー

減損会計基準において割引前キャッシュ・フローが適用される根拠は、減損会計基準（二4(1)）によれば、「減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フローおよび使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、企業の固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る」とされており、成果の不確定な事業用資産の減損は「減損の存在が相当程度に確実な場合に限って減損損失を認識することが適当である」（減損会計基準の前文四2(2)）と規定している。

換言すれば、帳簿価額との比較対象として、割引後より相対的に大きい金額の「割引前」を基準とすることにより減損損失の認識の確実性を高めたもの考えられる。

② FAS 144 号における減損損失の認識と割引前キャッシュ・フロー

FAS 144 号で規定する減損とは、長期性資産（資産グループ）の帳簿価額が公正価値を超過するときに存在する状態をいい、「減損損失の認識」は当該資産（資産グループ）の帳簿価額が回収できず、公正価値を超過する場合にのみ認識される。

公正価値

FASB は、公正価値の定義を「資産又は負債にかかる専門知識のある第三者当事者間で強制されずに行われる自発的取引の当該時点における取引価格」としている。具体的には①同一資産の市場価格、②類似資産の市場価格、さらに③多角的な評価技法で決定する価額（回収可能価額）、と多岐にわたる見解を示しており⁽²⁾、現時点では公正価値についての評価が定まっていない。この部分は FASB における今後の課題でもあろう。

〔長期性資産の区分〕

— 使用目的で保有する長期性資産と売却処分

予定の長期性資産 —

FAS 144 号では、長期性資産を使用目的と売却処分予定に区分して、それぞれについて減損損失の認識基準を定めている。

〈「使用目的で保有する長期性資産」の減損損失の認識〉

使用目的で保有する長期性資産（資産グループ）の市場価額が著しく低下等の一定の事象又は状況の変化が生じた時には「回収可能テスト」（FAS 144 号の規定により算定される将来キャッシュ・フローを基準とする判定）を行い、帳簿価額が当該資産（資産グループ）の使用及び最終的な処分から生じると予測される割引前キャッシュ・フローの総額を超える場合には、「減損損失の認識」を行う。

〈「売却処分予定の長期性資産」の減損損失の認識〉

当該長期性資産（資産グループ）について、公正価値が帳簿価額より低いときに減損損失を認識する（売却処分予定長期性資産の減損損失の認識では、市場価格が存在するものは、キャッシュ・フロー計算は使われない）。

③ IAS36 号における減損損失の認識と割引前キャッシュ・フロー

① 減損損失の認識

IAS 36 号における減損損失の認識は、帳簿価額に比較して回収可能

価額（資産の売却から得られる正味売却価額（処分費用控除後の金額）と使用価値（資産の継続的使用から得られる正味の将来キャッシュ・フローに割引率を適用した割引現在価値）のいずれか高い金額）が低い場合に認識される。

② 主要会計基準において適用されるキャッシュ・フロー計算の相違点

本稿で取りあげた会計基準のうち、減損会計基

準と FAS 144 号では「割引前キャッシュ・フロー」を適用しているのに対して、IAS 36 号では「割引率適用後のキャッシュ・フロー」によって割引現在価値が計算され、減損損失の認識判定が行われる。また、減損会計基準および FAS においては、減損損失が認識される場合に割引前キャッシュ・フローを適用することが減損の存在を相当程度確実なものとする根拠ともなっている。

(2) のれんにおける減損損失の認識

① のれんの意義

「のれん」とは、企業買収又は合併に際して譲り受けた個々の資産の合計額を超過して支払われた金額（超過収益力）であり、個々に独立して評価される特許権とは異なる無形固定資産をいう。減損会計においては、のれんの定義は示されていないが、企業結合会計基準（企業会計審議会意見書 平成 15 年 10 月 31 日公表）によれば、「ある企業又は企業を構成する事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に割当てられた純額を上回る額」とされている。

② 主要会計基準におけるのれんの減損損失の認識

(A) 減損会計基準

減損会計基準においては、「のれんを認識した取引において取得された事業の単位が複数である場合には、のれんの帳簿価額を合理的な基準に基づき分割する（減損会計基準二 8）。この場合、分割される事業の単位は、取得の対価が独立して決定されていること、取得後も内部管理上において独立した業績評価が行われること、が条件とされている。

(B) FAS 144 号

FAS 144 号において、「主要資産とは、当該資産グループがそれからキャッシュ・フローを生み出す能力を得ている最も重要な構成部分である資

産であり、減価償却（償却）をしている主な有形又は無形の長期性資産をいう」と規定しており、したがって、償却していない無形資産は該当しない。FAS 142 号（のれん及びその他の無形資産）では、のれんは償却するべきではないとしており、このことから、のれんの減損は一般的な長期性資産とは異なる方法でテストされる。

(C) IAS 36 号（改定草案）

① のれんの推定価値

IAS 36 号では、「のれんが配分された資金生成単位の回収可能価額（当該単位の使用価値又は正味売却価額のいずれか高い金額）が、企業が認識したであろう識別可能な資産、負債および偶発負債の正味の公正価値の金額を上回る額」としている。

* 使用価値とは、資産又は資金生成単位から生じることが期待される将来キャッシュ・フローの現在価値である。

② のれんの減損損失の認識

のれんを配分した資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過している場合には、IAS 36 号では当該超過額をのれんの減損損失として認識することとしている。

③ 主要会計基準における減損損失の認識の妥当性

のれんはそれ自体は極めて主観的要素の高いものであり、所有者によってその価値に対する評価は大きく相違し、また独立した市場性もない。しかし、将来キャッシュ・フロー計算に含めることに異論はなく、この観点からすれば、本稿で取り上げた主要会計基準の見解は理論的には妥当性があると考えられる。

3. 減損会計の適用時期

減損会計基準の意見書（以下「意見書」という）

によれば、その完全実施時期について「固定資産の減損に係る会計基準については、今後、関係各方面の準備作業、企業側の準備作業が必要であり、これらを考慮して、平成17年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置することが適当である」としている。さらに、「平成16年3月31日から平成17年3月30日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することを妨げない」として、減損会計の早期適用を容認している（意見書五1）。

しかし、既に米国基準によって、連結決算を公表している日本企業も数多くあることから、わが国におけるこの早期適用制度が会計学的見地からは、果たしてどの程度の意義があったのかは疑問を感じざるを得ない。企業の優劣を早期に区分し業界再編成を促進する効果はあるものの、意見書に掲げる「企業等の準備作業の必要性」から決定した完全実施時期（平成17年度）の意味が薄れることはないだろうか。財務諸表に比較の同一性を求めるならば、平成16年度或いは17年度いずれかの一斉適用が妥当であることを主張したい。

4. わが国における早期適用の実態

(1) ゼネコンにみる早期適用の実態

本稿では、減損会計導入の影響が最も顕著とされている建設業のうち主要企業（東証第一部上場の『建設ポスト』の約半数に相当する21社をランダムに抽出（個人住宅の建設・販売を主たる業務とする企業はゼネコンという括りからは除外した）して早期に導入する企業の財務的共通点を確認し、そのうえで早期適用規定の現実的意味等について検討してみることとした（分析結果については、別表1参照）。

[財務データによる共通点]

- ① 固定比率の低い企業は早期適用への対応力も強い。

固定比率が「100」以下の企業（奥村、前田、松井、東鉄）は、減損会計の影響が軽度であることは当然予測されることであるが、次に掲げる共通点も見受けられる。

① 有形固定資産の帳簿価額に占める土地の保有額の割合が、他のゼネコンに比較して相対的に低い（本業の「請負業」に徹していれば、多額の固定資産を必要としない業態であるが、工事を受注するための土地の先行取得（造注営業といわれている）が、ゼネコンの固定比率を異常なまでの高水準としており、これが他の財務比率の悪化の要因ともなっている）。

② 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づく事業用土地の再評価を実施していない。

③ 減損会計を早期適用済（奥村）であるか、適用予定（前田、松井）であること（東鉄は、有形固定資産の帳簿価額に占める土地の保有額の割合が20%と極端に低く、早期適用の必要性が低いであろうと推測される。）。

④ スーパーゼネコンの底力。

スーパーゼネコンといわれる4社（鹿島、大成、清水、大林）は、財務比率からの優位性はなくゼネコンとしては平均値程度であるが、その持てる強大な底力が収益力を支えており、減損会計の早期適用を可能なものとしている。

⑤ 自己資本比率が相対的に高い企業は早期適用力がある。

これも当然のことではあるが、自己資本比率が相対的に高い企業が早期適用に前向きな傾向にある（奥村、前田、松井、戸田）。

⑥ 平成15年度決算における特別損失には、減損損失のほか有価証券評価損の計上が大きな要因となっている。

⑦ 今回の分析を通しての共通点は、わが国の主要ゼネコンの異常なまでの脆弱さであり、未だバブル期の清算を終えていない事実の認

(別表 1)

(東証一部上場) 主要ゼネコンの財務データ (2003 年度決算)

抽出企業	流動比率	負債比率	固定比率	自己資本 比率	経常利益	特別損失	当期利益	土地 有形固定資産 (%)	減損の 適用時期
大成建設	97	705	303	13	33,732	22,846	8,021	66	2004.3 月期
大林組	87	570	242	15	26,189	18,558	2,914	77	2004.3 月期
南海辰村建設	95	824	246	11	164	1,858	1,730	79	2004.3 月期
東急建設	78	797	284	12	2,008	2,071	547	92	2004.3 月期
銭高組	120	713	196	13	2,080	3,545	798	69	2000~每期
奥村組	142	170	38	37	3,864	5,142	1,654	50	1996~每期
前田建設工業	122	305	97	25	6,707	3,017	8,226	53	2005.3 月期
松井建設	123	302	86	25	1,036	441	123	61	2005.3 月期
戸田建設	114	96	242	30	3,079	33,306	19,386	72	対応済
東亜建設工業	100	438	172	19	2,538	5,168	107	69	対応済
鹿島	94	814	345	11	20,617	20,440	8,514	58	対応済
清水建設	98	766	228	12	25,891	30,652	3,018	71	対応済
安藤建設	79	613	231	14	2,209	2,144	214	75	
大末建設	94	1,568	223	6	375	2,950	1,318	66	
五洋建設	104	1,170	391	8	1,476	28,136	18,387	61	
浅沼組	110	653	115	14	1,574	10,731	375	47	
太平工業	99	1,924	528	5	4,371	8,217	15,970	53	
小田急建設	80	1,137	506	8	920	261	305	81	
若築建設	109	324	147	24	800	8,564	4,985	73	
東鉄工業	117	366	99	23	2,744	1,418	919	20	
飛鳥建設	114	—	—	—	596	35,296	31,082	57	

(注) 単位 ①財務比率：％ ②利益および損失の額：百万円

(出所) ①PDF ファイル ②日経 2003 年 12 月 25 日 (朝刊)「主要ゼネコン 減損処理への意識薄く 前倒し対応は 2 割弱」

識であった。減損会計の早期適用は、経営者としての企業体力の実証的表現であり、また、脆弱な体力の中にあるの将来的展望の開示とも受けとられる。完全実施に向けて企業間格差がより現実のものとなるであろう。

(2) 早期適用と株価

米国では健全な企業が株価対策として積極的に

減損会計に対応したと言われているが、わが国の場合、その影響度を検証するために、日本経済新聞の関連記事掲載 (2003 年 12 月 25 日「主要ゼネコンの減損前倒し対応は 2 割弱」) を基準日としてその前後の株価を追ってみた (別表 2)。株価の習性からすれば、①当日以降の数日間に速やかに反応する。或いは、② 1~2 週間かけて徐々に評価していく、という概ね 2 パターンがあるが、

(別紙 2)

早期適用と株価の推移

(単位：円)

日経平均 (終値)		大成建	大林組	南海辰村	東急建	銭高組	奥村組	前田建
2003/12/15	10,490.77	382	474	45	560	145	487	393
2003/12/25	10,365.35	375	469	39	531	138	457	391
2003/12/26	10,417.41	380	470	41	538	139	449	388
2004/01/09	10,965.05	381	486	49	532	150	437	386
2004/01/13	10,849.68	384	490	47	520	155	441	385

日経平均 (終値)		松井健	戸田建	東亜建	鹿島	清水建	安藤健	大末建
2003/12/15	10,490.77	311	309	130	348	387	164	68
2003/12/25	10,365.35	313	300	126	333	395	158	70
2003/12/26	10,417.41	312	305	128	339	397	159	68
2004/01/09	10,965.05	320	311	137	352	418	170	82
2004/01/13	10,849.68	318	313	140	349	416	169	86

日経平均 (終値)		五洋建	浅沼建	太平工	小田急建	若築建	東鉄工	飛鳥建
2003/12/15	10,490.77	100	153	113	268	115	303	93
2003/12/25	10,365.35	92	148	99	252	106	304	86
2003/12/26	10,417.41	97	153	106	271	109	304	89
2004/01/09	10,965.05	106	157	119	262	122	309	101
2004/01/13	10,849.68	117	164	119	263	134	310	112

結論からすれば、当該記事には株価はいずれのパターンにも全く反応していない。この事実からみれば、日本の場合、減損会計の株価への影響は軽微とも考えられるが、しかし、当該記事は最新情報ではあるが意外性はなく、株式市場では既に織り込み済みであったとみるのが妥当であろう。

5. おわりに

本稿では、会計制度の客観性を検証する見地から減損会計における「減損損失の認識問題」を取り上げ、特にその中でも主観性が介入しやすい将来キャッシュ・フローおよびのれんについて、減損会計基準と先行的主要会計基準（FAS 144号、IAS 36号）を比較しつつ論点を明らかにすることとした。まず、将来キャッシュ・フローについてであるが、減損会計基準では割引前将来キャッ

シュ・フローの見積期間を「経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方」（減損会計基準二2(2))としているが、経済のグローバル化が進展する中で、20年という期間が適正であるのか、また客観性をどのように担保するのか等、課題は多い。この点について適用指針96項では「①少なくとも土地については使用期間が無限になりうることから、その見積期間を制限する必要がある。②一般に、長期間にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは不確実性が高くなる。」と指摘しつつも、見積期間は経済的残存耐用年数と20年のいずれか短い方としており、期間の短縮までには踏み込んでいない。

* 「20年」についての考え方（根拠）

例えば、のれんの償却について連結財務諸表原則によれば、「20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却する」と規定しており、これを受け

て「企業結合に係る会計基準」では「のれん（又は負ののれん）は20年以内に定期的に償却する」としている。将来キャッシュ・フローの見積期間もこれらの規定の主旨を踏まえたものと思われる。

FAS 144号（17項）では、「長期性資産（資産グループ）の回収可能性をテストするために使用する将来キャッシュ・フローの見積りには、当該資産（資産グループ）の使用に関する企業自身の仮定を組み込まなければならず、（後略）」と規定している。この仮定は合理的に計算されなければならないとしているが、ここにも企業独自の主観が介入しやすい。

IAS 36号（27項）でも将来キャッシュ・フローの見積りについては、①予測に際しては、合理的仮定を基礎とし、②将来の長くても5年間については、経営者が予測した直近の財務予算や財務予測を基礎として算定することとしており、ここでも客観性の担保が課題である。

このようにしてみると、回収可能価額の算定において将来キャッシュ・フロー計算を適用することに理論的根拠は認められるものの、いずれも客観性ある適正な実務指針が不足しており、今後、国際的調和化の進展の中で客観的整合性のある指針づくりがなされることを期待したい。

次に、のれんについてであるが、のれんの価値は社会経済情勢などの変化に敏感であり、定型的な減価償却制度に馴染むものではない。したがって減価償却に替えて減損会計を適用することは、のれんの取扱いにおいて会計理論的にも評価されるべき方法である。この点について「企業結合に係る会計基準」では、のれんの償却について規則的償却（20年以内のその効果の及ぶ期間）を原

則としており、減損会計と企業結合会計との整合性が今後の課題となった（FAS 144号及びIAS 36号では不確定の耐用年数を有する無形資産については、償却せずに減損処理のみを行うこととしている）。

ここまで、減損会計の認識問題を中心に会計の理論的客観性を求めてきたが、会計は適用面で政治的要因を排除できない場合もあり（会計の政治化）、また、国際的調和の観点から妥協点を模索することも必要とされるので理論的客観性は永遠の課題であるかもしれない。しかし、ここに現実を直視する学としての会計学の存在意義を見出すべきであろうと考えたい。

〈注〉

- （1）日本経済新聞「会計基準 米欧3年後メド統合」2004年1月13日（朝刊）
- （2）FASB, Fair Value Measurements, 2004/4/30, p. 3~6

参考文献

- 梅原秀継『減損会計と公正価値会計』中央経済社、2001年
- 北村敬子・今福愛志編著『財務報告のためのキャッシュ・フロー割引計算』中央経済社、2000年
- 企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第6号 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」財団法人財務会計基準機構、2003年
- 桜井久勝編著『テキスト国際会計基準』白桃書房、2001年
- 財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会事務局編『詳解・減損会計適用基準』中央経済社、2005年
- 広瀬義州・間島進吾編『コンメンタール国際会計基準』税務経理協会、1999年
- 米山正樹『減損会計』森山書店、2001年
- 企業会計基準委員会「減損会計専門委員会議事概要」財団法人財務会計基準機構、2003年